

地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案
の制定を求める意見書

現在、日本の食料、農業における大きな問題の一つは、令和５年度において、食料自給率が３８％という低い状況である。

世界各地で多発している紛争、災害、異常気象などの影響により、今後、世界的に食料難となる可能性があるが、その際、食料の運搬が困難となったり、食料輸出国が自国を優先し、輸出を控えることが危惧される。このような事態に備えるため、日本における食料自給率の向上は食料に関する最優先課題である。

種子がなければ農業生産ができないということは周知のとおりであるが、もし、種子を輸入に大きく依存してしまうと、種子の輸入停止や価格の高騰が生じた際には、農業生産が困難な状況になることが想定される。

また、世界的な農業多国籍企業では、特許により、種子の独占を進めているという状況もある。

こうした危機的状況に対応するためには、特許がなく日本の風土に合った在来種（古来からある日本の種子）を守っていく必要がある。種子は守らなければ消えてしまう可能性があり、現にいくつもの種子が世界中で消滅している。日本の在来品種の種子を守ることが、日本の食料自給率を向上させ、食の安全の基礎となる。

よって、国におかれては、今後の日本の食料、農業政策の基盤になる本法案を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和６年１２月１８日

伊勢原市議会